（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十三条　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（拠出金に関する経過措置）」を付し、同条中「この法律による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号。」に、「新法」を「再処理法」に、「第二条第六項」を「第二条第七項」に、「第四条第一項、第七条及び第八条」を「第五条第一項、第八条及び第九条」に改める。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条　削除

附則第五条第一項中「新法第五条第一項」を「再処理法第六条第一項」に、「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第二項」を「前項」に改め、同項第二号中「新法」を「再処理法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項及び第八項を削る。

附則第六条第一項中「施行日」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」に、「新法」を「再処理法」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項を削る。

附則第七条第一項中「新法第五条第一項」を「再処理法第六条第一項」に改め、同条第三項中「新法」を「再処理法」に、「第七条第六項」を「第八条第六項」に、「第八条の」を「第九条の」に、「第九条」を「第十条」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附則第八条中「附則第六条第一項前段の規定による同項前段に規定する金銭（当該金銭が同項」を「附則第六条前段の規定による同条前段に規定する金銭（当該金銭が同条」に改める。

附則第九条第一項中「新法」を「再処理法」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「前項の」を「同項の」に改め、同項ただし書中「附則第六条第一項前段の規定による同項前段」を「附則第六条前段の規定による同条前段」に改め、同条第四項中「新法」を「再処理法」に、「第七条第六項」を「第八条第六項」に、「第八条の」を「第九条の」に、「第十条に」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附則第十条、附則第十一条の前の見出し及び同条を次のように改める。

第十条及び第十一条　削除

附則第十二条の前に見出しとして「（機構の設立に伴う経過措置）」を付し、同条中「新法第四十七条」を「再処理法第五十七条」に改める。

附則第十三条中「新法第四十八条」を「再処理法第五十八条」に改める。

附則第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第百十三条の次に次の一条を加える。

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第百十三条の二　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の三中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条及び第百九条」を「及び第百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「経済産業大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあるのは「経済産業省の職員」と読み替えるものとする。

第五十二条の五中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第二十五条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三百三十七条の見出しを「（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律の一部改正）」に改め、同条中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に、「第二十五条第二号」を「第三十三条第二号」に、「第六十二条」を「第七十四条」に改める。

（政令への委任）

第二十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　齋藤　健
外務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏

孤独・孤立対策推進法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十五号

孤独・孤立対策推進法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　孤独・孤立対策に関する施策（第八条―第十九条）
第三章　孤独・孤立対策推進本部（第二十条―第二十七条）
第四章　罰則（第二十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態（以下「孤独・孤立の状態」という。）にある者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組（以下「孤独・孤立対策」という。）について、その基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　孤独・孤立対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること。